

第2次芦屋町地域福祉計画に基づく 令和5年度「公助」行動計画の取組結果

凡例

「年度」の区分

検討	: 検討するもの
実施	: 実施するもの
一部	: 一部実施するもの
完了	: 完了したもの

「評価」の区分

◎	: 計画以上に取組めた
○	: 計画どおり取組めた
△	: 計画していたがすべては取組めなかった
×	: 取組めなかった

自主評価結果

評価	具体的な取組数
◎	1
○	103
△	3
×	0
合計	107

＜基本目標1＞福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

1 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

取組 番号	基本 目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和5年度行動計画	所管課 (係)	令和5年度取組結果	評価	今後の課題等
				元	2	3	4	5					
1	1	1ー(1)情報提供の充実	情報を届ける対象(年齢層等)を考慮した上で、町広報紙やパンフレット、インターネット等の中から適切な媒体を選択し、内容についても分かりやすいものとするよう努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙に、介護予防や福祉サービスに関する記事(参加者の声や教室の様子など、人に焦点をあてた内容)を掲載します。 ◆町ホームページ、広報紙記事、各種チラシ作成にあたっては、イラストや写真等を活用し、読みやすいものとなるようにします。	福祉課(高齢者支援係)	◆広報紙9月号で、地域交流サロンを紹介する記事を掲載し、未参加の人が参加するきっかけづくりとしました。 ◆広報紙の記事については、写真やイラストを多用し、興味をひきやすい形としました。また、ホームページやチラシについては、なるべく平易な文章を心がけ、読みやすい内容となるようにしました。	○	◆今後も広報紙等を活用し、介護予防等について積極的に周知することが重要です。また、発信する内容に応じて、適切な媒体を選択する必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆各制度について、利用を希望する人に分かりやすく周知ができるよう、サービスの対象者ごとに適切な媒体を選択して情報提供を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆各制度について、町ホームページで周知を行いました。また、窓口対応時には、障がい者福祉のしおりやパンフレットを用いて適切な情報提供を行いました。	○	◆各制度について、町ホームページや福祉のしおりで周知を行う必要があります。必要に応じ周知方法の見直しを行い、分かりやすく情報提供を行うことが必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆毎月の広報紙に子育て支援センターたんぼぼのイベント等の記事を掲載するとともに、町ホームページにも掲載します。 ◆広報紙に、一時預かり事業など子育て支援に関する情報を随時掲載します。	健康・こども課(子育て支援係)	◆毎月の広報紙に子育て支援センターのイベント等の記事を掲載するとともに、町ホームページにも掲載しました。 ◆広報紙に一時預かり事業や保育所・幼稚園・認定こども園のイベント等の記事を掲載しました。	○	◆引き続き、広報紙や町ホームページに子育て支援センターのイベント等の記事を掲載する必要があります。 ◆広報紙に一時預かり事業や保育所、幼稚園、認定こども園のイベント等の記事を掲載することが必要です。 ◆年1回程度、広報紙に病児・病後児保育事業について掲載することが必要です。
2	1	1ー(1)情報提供の充実	福祉サービスを必要とする人に積極的に情報提供できるよう、地域の既存組織や団体、事業所等を通じた福祉サービスの周知に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆民生委員・児童委員、介護サービス事業者等に高齢者福祉サービスを紹介し、必要な利用者につないでもらうよう案内します。	福祉課(高齢者支援係)	◆民生委員や介護支援専門員等、利用者と接する機会の多い方が新たに就任される際に、福祉サービスガイドを配布し福祉サービスの紹介を行いました。	○	◆民生委員・児童員協議会や介護サービス事業者等連絡会等を通じて、引き続き福祉サービスの周知をする必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆サービスを必要とする方へ周知できるように、指定特定相談支援事業所(みどり園、社協、まつかぜ荘)及び民生委員・児童委員に対し積極的に情報提供を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆指定特定相談支援事業所に対し、サービス等の情報提供を行いました。 ◆民生委員・児童委員の定例会において、障害者手帳の制度及び障害福祉サービスに関する勉強会を開催しました。	○	◆指定特定相談支援事業所及び民生委員・児童委員に対し、積極的に情報提供を行うことが必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターを通じて、新たな制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを周知します。	健康・こども課(子育て支援係)	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターを通じて、各種制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを周知しました。	○	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターを通じて、各種制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを引き続き周知する必要があります。
3	1	1ー(1)情報提供の充実	地域包括支援センター、子育て支援センター及び保育所等、福祉サービスに関する情報提供や相談に応じる窓口の周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆各種の事業を通じて、地域包括支援センターの職員が住民と顔を合わせる機会を増やすことで、地域包括支援センターがより多くの住民に認識されるよう努めます。 ◆福祉サービスの相談窓口や介護サービス事業者等の一覧が掲載された福祉サービスガイドを窓口に配置し、必要に応じて転入者や相談者等に配付します。	福祉課(高齢者支援係)	◆広報紙1月号で、芦屋町地域包括支援センターを紹介する記事を掲載し、相談窓口の周知を行いました。 ◆窓口対応時や訪問時に地域包括支援センターのチラシを配布しました。 ◆地域交流サロンに外向き、地域包括支援センターがより認識されるよう努めました。 ◆福祉サービスガイドを窓口に配置し、サービス利用についての相談があった際などに活用しました。	○	◆地域包括支援センターが高齢者やその家族の身近な相談窓口であることをさらに周知していくことが必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆一般相談について、「障がい者のしおり」で、みどり園、まつかぜ荘を紹介します。 ◆町のホームページや障がい者福祉のしおりに掲載し周知を図ります。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆一般相談(みどり園、まつかぜ荘)については、「障がい者のしおり」で情報提供を行いました。 ◆障がい者(身体・知的)に関する相談員について、町ホームページに掲載し周知を図りました。	○	◆一般相談(みどり園、まつかぜ荘)の利用者は減少していますが、サービスに繋がっていない人もいるため、引き続き相談窓口の周知が必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆保育所等利用、子育て支援センター、子育て支援事業などの周知記事を広報紙に掲載します。 ◆子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。	健康・こども課(子育て支援係)	◆毎月の広報紙に子育て支援センターの記事を掲載しました。 ◆町ホームページで、子育て支援センターやセンターの毎月の行事予定等を紹介しました。 ◆子育て支援センター、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介しました。	○	◆広報紙に子育て支援センターの記事を、引き続き掲載する必要があります。 ◆町ホームページで、子育て支援センターやセンターでの行事等を引き続き紹介することが必要です。 ◆令和6年4月に、こども家庭センターが設置されるため、広報紙やホームページなどで周知する必要があります。 ◆こども家庭センター、子育て支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ引き続き紹介することが必要です。

取組 番号	基本 目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和5年度行動計画	所管課 (係)	令和5年度取組結果		今後の課題等
				元	2	3	4	5					
4	1	1ー(1)情報提供の充実	社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、身近な相談支援に携わる機関や人についての周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆老人憩いの家の指定管理のほか、配食サービス事業や生活支援コーディネーター業務の委託事業の実施をととして、芦屋町社会福祉協議会が住民に認知されるよう努めます。 ◆生活困窮の相談を社会福祉協議会につなげたり、家族が遠隔地におり日頃の見守りが必要な高齢者の情報を民生委員と共有するなどします。	福祉課(高齢者支援係)	◆老人憩いの家の指定管理や配食サービス事業等の住民と緊密な関係づくりに資する業務を委託するとともに、生活支援コーディネーター業務の一環として、偶数月の広報あしやに連載記事を掲載し芦屋町社会福祉協議会の認知度向上に努めました。 ◆広報あしや4月号に社会福祉協議会の紹介記事を掲載しました。 ◆避難行動要支援者名簿や65歳以上高齢者名簿の提供等を通じて、民生委員と情報の共有を行いました。	○	◆芦屋町社会福祉協議会については、特に若年層での認知が広がっていないことがアンケート結果で分かっているため、どのような啓発が必要か、検討を行う必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆5月号の広報紙及び町ホームページで、身近な相談相手となる民生委員・児童委員の紹介及び活動内容について顔写真入りで掲載します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆広報紙5月号及び町ホームページで、民生委員・児童委員を顔写真入りで掲載し、周知を行いました。また、広報紙1月号で、民生委員・児童委員の活動内容について掲載し、周知を図りました。	○	◆広報紙、町ホームページの掲載内容について、記事の拡充、内容の見直し等を行い、充実していくことが必要です。 ◆欠員地区(R5年度末:7地区)の解消を図るため、引き続き、区長会で推薦依頼をしていくことが必要です。
5	1	1ー(2)相談支援体制の整備、充実	どこに行けば相談できるか、誰に相談できるのかをわかりやすくするため、各種相談窓口や相談支援に携わる人の周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆認知症に関する相談窓口を町ホームページに掲載し周知します。相談内容に応じて、認知症啓発資料等を住民に配付します。 ◆介護サービスの苦情相談窓口である福岡県国民健康保険団体連合会について、ポスターや町ホームページにより周知します。	福祉課(高齢者支援係)	◆認知症に関する相談窓口の周知のため、認知症地域支援推進員を配置していることをホームページに掲載しました。また、認知症の相談機関等を掲載した認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)を窓口に配置し、相談に応じて配付しました。 ◆介護サービスの苦情相談窓口である福岡県国民健康保険団体連合会について役場窓口へのポスター掲示により周知しました。	○	◆認知症に関する相談は今後さらに増える予想されるため、さらなる相談窓口等の周知が必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がいに関する相談窓口であるみどり園やまつかぜ荘をホームページや障がい者のしおりで周知します。 ◆障がい(身体障がい・知的障がい)に関する相談員について、継続して町ホームページやしおりで周知します。 ◆精神障害者の家族に対する心の相談窓口について、継続して町ホームページに掲載します。 ◆民生委員・児童委員について、広報あしや及び町ホームページで紹介し、周知を図っていきます。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆障がいに関する相談員について、昨年度に引き続き、町ホームページや障がい者のしおりで周知しました。 ◆障がい者に関する相談窓口について、町ホームページや障がい者のしおりで周知しました。 ◆精神障害者の家族に対する心の相談窓口について、継続して町ホームページに掲載しました。 ◆民生委員・児童委員について、広報紙(5月号・1月号)、町ホームページで紹介を行いました。	○	◆広報紙や町ホームページの掲載内容について、必要に応じ内容の見直しを図る必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙に子育て支援センターの記事を掲載します。 ◆町ホームページで、子育て支援センターやセンターでの行事等を紹介します。 ◆子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。	健康・こども課(子育て支援係)	◆毎月の広報紙に子育て支援センターの記事を掲載しました。 ◆町ホームページで、子育て支援センターやセンターの毎月の行事予定等を紹介しました。 ◆子育て支援センター、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介しました。	○	◆広報紙に子育て支援センターの記事を、引き続き掲載する必要があります。 ◆町ホームページで、子育て支援センターやセンターでの行事等を引き続き紹介することが必要です。 ◆令和6年4月に、こども家庭センターが設置されるため、広報紙やホームページなどで周知することが必要です。 ◆こども家庭センター、子育て支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ引き続き紹介する必要があります。

取組 番号	基本 目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和5年度行動計画	所管課 (係)	令和5年度取組結果		今後の課題等
				元	2	3	4	5					
6	1	1－(2)相談支援体制の整備、充実	福祉サービス利用についての相談や、サービスの苦情対応まで幅広く対応できるよう、役場の相談窓口を担当する職員の能力向上に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆認知症地域支援推進員の新任者研修に参加し、相談対応力の向上及び相談支援の体制整備に努めます。 ◆県などが開催する各種研修に積極的に参加し、職員のスキル向上を図ります。 ◆研修で得た知識を課内で共有し、組織として対応できる体制を整えます。	福祉課(高齢者支援係)	◆認知症研究・研修センターが開催する認知症地域支援推進員の新任者研修に参加し、認知症への理解を深めるとともに、認知症に関する相談の支援体制を整えました。 ◆県が開催する成年後見制度等に関する研修会に参加し、資質向上に努めました。	○	◆引き続き研修会等に積極的に参加し職員の資質向上を図ることが必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がいに対する相談に適切に対応できるよう、各種研修会及びセミナーに参加します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆行政職員精神保健福祉業務基礎研修会に参加し、相談スキルの向上に努めました。	○	◆研修に参加することで、相談を受ける職員の資質向上を図ることが必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆相談に適切に対応できるよう研修会等に積極的に参加し、対応力の向上に努めます。	健康・こども課(子育て支援係)	◆要保護児童対策協議会調整担当者研修に参加しました。(1名×1回) ◆その他虐待関連の研修に参加しました。(延べ6回)	○	◆相談に適切に対応できるよう研修会などに積極的に参加し、対応力の向上に努める必要があります。 ◆令和6年4月に、こども家庭センターを設置するため、職員の能力向上が求められています。
7	1	1－(2)相談支援体制の整備、充実	相談支援に携わる人や福祉サービス事業所が参加できる研修の充実に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆福岡県介護保険広域連合遠賀支部と連携し、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会を開催します。	福祉課(高齢者支援係)	◆福岡県介護保険広域連合遠賀支部と連携し、6月と10月の2回、介護支援専門員の資質向上を図るため、ケアマネジメント研修を開催しました。	○	◆引き続き福岡県介護保険広域連合遠賀支部と連携し研修会を開催し、芦屋町介護サービス事業者等連絡会における研修会の開催を支援する必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆県社会福祉協議会などが主催する研修会を案内します。 ◆福祉サービス事業所に県が主催する事業所向けの研修会を案内します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆相談支援事業所向けの研修について、町内の相談支援事業所(みどり園、芦屋町社協、まつかぜ荘)に周知しました。	○	◆引き続き研修会の案内を行い、相談を受ける職員の資質向上を図ることが必要です。
8	1	1－(2)相談支援体制の整備、充実	必要に応じて家庭訪問等を行い、相談ニーズの掘り起こしや窓口に来ることが困難な人への対応、相談支援の充実に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆来庁が困難な人や個別に訪問が必要と思われる人に対しては、地域包括支援センターの職員が訪問する等、相談者の状況に応じた対応を行います。	福祉課(高齢者支援係)	◆来庁が困難な人や個別に訪問が必要と思われる人に対して、保健師が訪問し相談対応しました。 ◆町の福祉サービスの利用を希望する人に対して職員と保健師が一緒に訪問し生活状況を確認しました。	○	◆引き続き相談者の状況に応じて個別訪問等の対応をする必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆役場への来庁が困難な場合に、必要に応じて民生委員・児童委員やケースワーカーと連携し対応します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆ひきこもりの方の安否確認にケースワーカーや支援団体と連携をとり、家庭訪問を行いました。(5回/年)	○	◆ひきこもりの方については、家庭訪問を行っても会うことができないため、どのようにアプローチしていくかが課題です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校・保育所等施設等と情報を共有し訪問を行う等、連携を図ります。	健康・こども課(子育て支援係)	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校・保育所などの関係機関と情報を共有し対象者の状況に応じ、訪問などを引き続き行う必要があります。 ◆令和6年4月に、こども家庭センターを設置するため、相談支援の充実がより求められます。	○	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校・保育所などの関係機関と情報を共有し対象者の状況に応じ、訪問などを引き続き行う必要があります。

取組 番号	基本 目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和5年度行動計画	所管課 (係)	令和5年度取組結果	評価	今後の課題等
				元	2	3	4	5					
9	1	1－(2)相談支援体制の整備、充実	専門性の高い相談に対応するため、関係機関との情報交換や連携を進めていきます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆福岡県弁護士会北九州部会に依頼し、地域包括支援センター職員の資質向上のため、地域包括支援センター職員サポート法律相談を実施します。 ◆福祉事務所と、家庭状況・生活状況・医療機関への受診情報・医師の指示・既往歴等について情報共有し、連携して相談支援を行います。 ◆遠賀中間医師会等、他の関係機関が開催する研修会に積極的に参加し情報交換を行います。	福祉課(高齢者支援係)	◆福岡県弁護士会北九州部会に依頼し、地域包括支援センター職員の資質向上のため、地域包括支援センター職員サポート法律相談を実施しました。 ◆福祉事務所と連携し相談対応を行いました。 ◆福岡県や遠賀中間医師会等が開催する研修会に積極的に参加し情報交換を行いました。(居宅支援事業所向け研修会:1名、介護保険広域連合遠賀支部ケアマネジメント研修会1名、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業研修会:1名)	○	◆引き続き関係機関と連携し、相談支援を行う必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆必要に応じて、相談支援専門員や事業所、医療機関と情報交換や連携を図ります。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆対応が難しい事例に対して、相談支援専門員や事業所、医療機関、学校等と情報交換や連携を図りました。	○	◆関係機関と情報交換や連携を図り、相談対応を充実させる必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校・保育所等施設等と情報を共有し、連携を図ります。	健康・こども課(子育て支援係)	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校・保育所などの関係機関と情報を共有し、連携を行いました。(R5年度末 芦屋町要保護児童対策地域協議会登録児童数28人)	○	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校・保育所などの関係機関と情報を共有し、連携を引き続き行う必要があります。 ◆令和6年4月に、こども家庭センターを設置するため、関係機関と連携を進める必要があります。
10	1	1－(2)相談支援体制の整備、充実	必要に応じて関係各課で情報共有を行い、複合的な生活課題を抱える人の相談に、各課が連携して対応する体制の充実に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆必要に応じて個別ケース会議を開催し、関係者間の情報共有や連携を図ります。 ◆障がい福祉サービスと介護サービスの両方の利用対象者については、障がい者・生活支援係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。	福祉課(高齢者支援係)	◆個別ケース会議を開催した事例はありませんでした。 ◆障がい福祉サービスと介護サービスの両方の利用対象者については、障がい者・生活支援係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めました。	○	◆引き続き関係各課と連携し相談支援を行う必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆健康こども課、地域包括支援センター、学校教育係などが行うケース会議に必要に応じて参加し、情報の共有を図ります。 ◆障がい者やその家族の問題については各係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆芦屋町要保護児童対策地域協議会(健康こども課、学校教育課、福祉課、児童相談所等関係機関)に参加し、情報共有を行いました(3回/年)。 ◆障がい児通所支援を受けている問題家庭等については、健康・こども課や学校教育課と情報共有を行いました。また、障がい福祉サービスと介護保険サービスを利用している方についても、介護保険事業所と情報共有を行い、サービス支給量を検討しました。	○	◆障がい児通所支援及び生活保護を受けている家庭等については、今後も健康・こども課や学校教育課及び児童相談所等の関係機関と情報共有を行い、適切なサービスにつながるようにすることが必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆子どもの育ち、子どもの生活、金銭面など困りごとの種類に応じ、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校・保育所等施設、子ども支援オフィス等と連携して支援を行います。	健康・こども課(子育て支援係)	◆こどもの育ち、こどもの生活、金銭面など困りごとの種類に応じ、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、子ども支援オフィス、学校・保育所などの関係機関と連携して支援を行いました。	○	◆こどもの育ち、こどもの生活、金銭面など困りごとの種類に応じ、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、子ども支援オフィス、学校・保育所などの関係機関と連携して支援を引き続き行う必要があります。 ◆令和6年4月に、こども家庭センターを設置するため、関係機関と連携を進める必要があります。
11	1	1－(2)相談支援体制の整備、充実	成年後見制度の利用が必要な人が制度を適切に利用できるよう、関係機関・団体と協力して、相談に応じる体制の整備を行い、周知を図ります。	検討	実施	実施	実施	実施	◆成年後見制度利用促進のため中核機関を通じて、相談体制の整備を図ります。また、町ホームページや広報紙で相談窓口の周知をします。 ◆法律専門職の支援が必要と思われる人に、法テラス等の周知を行います。	福祉課(高齢者支援係、障がい者・生活支援係)	◆法律専門職の支援が必要と思われる人に法テラス等のリーフレットを配付し、関係機関に繋げました。 ◆町ホームページや広報紙5月号で成年後見制度について紹介するとともに、町が委託している北九州市成年後見支援センター(中核機関)の相談窓口について周知をしました。	○	◆中核機関と連携し成年後見制度の利用促進をすることが必要です。 ◆相談者が必要としている制度について、中核機関を通じて引き続き支援を継続していくことが必要です。

2 福祉サービス向上の仕組みづくり

取組 番号	基本 目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和5年度行動計画	所管課 (係)	令和5年度取組結果	評価	今後の課題等
				元	2	3	4	5					
12	1	2ー(1)福祉サービスの充実	町が策定する各種福祉分野の個別計画を推進することにより、サービスの質や量の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆第8期高齢者福祉計画(R3～R5年度)の推進のため、地域包括ケア推進委員会において、過年度事業評価と現年度事業計画の審議を行うとともに、第9期計画の策定に向けたプロセスを実行します。	福祉課(高齢者支援係)	◆第8期高齢者福祉計画(R3～R5年度)の推進のため、地域包括ケア推進委員会において、過年度事業評価と現年度事業計画の審議を行いました。また、サービスの質や量の充実を図るため、アンケート結果等を基に、第9期計画の策定を行いました。	○	◆引き続き、福岡県や福岡県介護保険広域連合と協力しながら、計画的な高齢者福祉施策が実行されるよう取り組む必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障害福祉計画の目標に掲げている各種項目について、障害福祉計画推進委員会においてPDCAサイクルによる計画の推進を図ります。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆障害福祉計画推進委員会を年2回開催し、前計画の評価・検証及び現計画である第4期芦屋町障害者計画(R6～R11)、第7期障害福祉計画(R6～R8)の策定を行いました。	○	◆現計画の評価・検証を行い、計画的に施策の推進を行うことが必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆芦屋町子ども・子育て支援事業計画(R2年度～R6年度)に基づく各種事業を実施します。	健康・こども課(子育て支援係)	◆芦屋町子ども・子育て支援事業計画(R2年度～R6年度)に基づく各種事業(学童クラブ事業、延長保育事業、乳児家庭全戸訪問事業など)を実施しました。	○	◆芦屋町子ども・子育て支援事業計画(R2年度～R6年度)に基づく各種事業(学童クラブ事業、延長保育事業、乳児家庭全戸訪問事業など)を引き続き実施する必要があります。
13	1	2ー(1)福祉サービスの充実	遠賀郡四町・中間市による自立支援協議会の活動を通して、障がい福祉に関わる近隣市町との連携を進めます。	実施	実施	検討	検討	検討	◆地域生活支援拠点の機能の充実について、未整備機能(専門的人材の確保・育成)の充実へ向けて事業所を対象に、研修会を開催します。2回/年 ◆少しでも多くの事業所に拠点に参加していただけるようチラシを活用し周知を継続します。 ◆定例会を実施し、事業所間の情報共有及び協議の場を設置します。 ◆「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と一市四町(中間市・遠賀郡四町)で協議を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆遠賀郡四町・中間市による遠賀中間地域障がい者支援協議会において、地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた以下の取り組みを行いました。 ・専門的人材の確保・育成に向けて、虐待防止研修会や精神障害者地域移行の意見交換会等を開催し、事業所間での意見交換の場を設けました。 ・地域生活支援拠点の周知を図るため、一市四町共通のチラシを相談者や民生員児童委員へ配付し周知しました。 ・定例会(2月)は書面開催でしたが、虐待防止研修会(8月)や施設見学(10月)、意見交換会(1月)の場で、事業所間の意見交換や情報共有を図ることができました。 ◆宗像・遠賀保健福祉環境事務所と一市四町(中間市・遠賀郡四町)で意見交換や情報共有を行い、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて協議を行いました。	○	◆拠点相談支援事業所は遠賀郡四町、中間市で1事業所以上登録がありますが、拠点サービス事業所の登録が少ないため、登録事業所が増えるよう努める必要があります。 ◆情報共有シートを活用し、事業所間での情報共有等に役立て連携できるようにしていくことが必要です。 ◆宗像・遠賀保健福祉環境事務所と一市四町(中間市・遠賀郡)が連携し、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて協議を継続することが必要です。
14	1	2ー(1)福祉サービスの充実	子育て世代包括支援センター、子育て支援センターたんぽぽを拠点に、子育ての不安を抱える家族に対する支援を充実させます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆子育て世代包括支援センターを拠点として、健康部門、生活支援部門、学校・教育委員会等と連携して総合的な相談支援を行い、必要に応じ専門機関を紹介します。	健康・こども課(子育て支援係) ⇒令和4年度:健康づくり係に移管	◆子育て支援センターにおいて、臨床心理士によるほほえみ相談(年13回)、保育士によるほほえみ教室(年13回)を実施しました。 ◆学校教育係と連携して、町内保育所等ですくすく発達相談を実施しました。	○	◆相談体制については、十分に整っています。今後もこどもの健康や育児について継続した支援が必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆保健師・栄養士による育児相談や離乳食相談、臨床心理士によるほほえみ相談を行い、子育ての不安を抱える家族に対する支援を行います。 ◆乳幼児健康診査や広報等により住民への周知を行います。	健康・こども課(健康づくり係)	◆保健師・栄養士による育児相談6回(23組)、離乳食相談6回(22組)、臨床心理士によるほほえみ相談(ことばや発達の相談)12回(延べ72名)を実施しました。 ◆子育て世代包括支援センター、子育て支援センターたんぽぽについて乳幼児健康診査や赤ちゃん訪問時等に周知を行いました。	○	◆相談体制については、十分に整っています。今後も育児について継続した支援が必要です。

取組 番号	基本 目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和5年度行動計画	所管課 (係)	令和5年度取組結果	評価	今後の課題等
				元	2	3	4	5					
15	1	2－(2)適切な福祉サービスの提供	必要なサービスを提供するため、福祉施設の広域利用など、近隣市町との連携を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆事業者と連携して、地域活動支援センターさくらを継続して運営するとともに、はまゆうに対する運営支援を行います。 ◆地域活動支援センターさくらは令和6年度に民間移譲するため、遠賀郡四町で書類審査等を行い、移譲先の事業者を選定します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆地域活動支援センターさくら、地域活動支援センターはまゆうに対し、運営支援を行いました。 ◆地域活動支援センターさくらについて、遠賀郡四町で書類審査等の事務手続きを行い、移譲先の事業者を選定しました(令和6年度から移譲先の事業者による運営となる)。	○	◆適切なサービスを提供するため、引き続き近隣市町との連携を図ることが必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆中間市・遠賀郡4町で行っている病児・病後児保育事業を継続実施します。 ◆保育所等の広域入所を継続実施し、勤労子育て世帯等を支援します。	健康・こども課(子育て支援係)	◆中間市・遠賀郡4町で行っている病児・病後児保育事業を継続実施しました。 ◆保育所等の広域入所を継続実施しました。	○	◆中間市・遠賀郡4町で行っている病児・病後児保育事業を引き続き継続実施する必要があります。 ◆保育所等の広域入所を引き続き継続実施することが必要です。
16	1	2－(2)適切な福祉サービスの提供	福祉サービス事業者に、福祉サービスの質の向上についての必要性や取り組みについて啓発します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆介護サービス事業者等連絡会で実施する研修会の支援をします。 ◆地域密着型事業所については、運営推進会議等の機会を捉え、行政と事業所間の情報共有を図ります。	福祉課(高齢者支援係)	◆地域密着型事業所の運営推進会議に参加し、適宜情報共有を行いました。	○	◆引き続き介護サービス事業者等に必要な情報提供を行う必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆県が主催する障がい福祉サービス事業者向けの研修を、対象事業所(みどり園、芦屋町社協、まつかぜ荘)に周知します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆県が主催する障がい福祉サービス事業者(相談支援事業所)向けの研修を、対象事業所(みどり園、芦屋町社協、まつかぜ荘)に周知しました。	○	◆引き続き研修会の案内を行い、相談を受ける職員の資質向上を図ることが必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、学童クラブに対して、サービス向上につながる研修を案内します。	健康・こども課(子育て支援係)	◆保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、学童クラブの各施設に対して、研修の案内を行いました。	○	◆保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、学童クラブの各施設に対して、研修の案内を引き続き行う必要があります。
17	1	2－(2)適切な福祉サービスの提供	福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、連携して利用者支援に当たるため、医療・介護連携や地域生活支援拠点などの仕組みづくりを進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会に参加し、医療・介護関係者間での連携を図ります。	福祉課(高齢者支援係)	◆遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会に1回、専門部会に2回参加し、医療・介護関係者間での連携を図りました。	○	◆在宅医療・介護連携推進事業を通じて在宅生活の仕組みづくりを進めることが必要です。
				検討	実施	実施	実施	実施	◆地域生活支援拠点の機能の充実について、(専門的人材の確保・育成)年2回、事業所に対する研修会を開催します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆専門的人材の確保・育成に向けて、虐待防止研修会(8月)や精神障害者地域移行の意見交換会(1月)を開催し、事業所間での意見交換の場を設けました。	○	◆地域生活支援拠点等の機能の充実へ向けて、研修会を開催し、人材の育成をしていくことが必要です。

3 配慮が必要な人を支援できる仕組みづくり

取組 番号	基本 目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和5年度行動計画	所管課 (係)	令和5年度取組結果	評価	今後の課題等
				元	2	3	4	5					
18	1	3－(1)生活困窮者への自立支援	経済的に困窮している人が、適切な支援を受けられるよう、県の福祉事務所や社会福祉協議会などの関係機関との連携を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆生活困窮者が適切な支援へ繋がるように、各関係機関(県や社会福祉協議会等)と連携を図ります。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆生活困窮者に対し、福祉事務所や社会福祉協議会、困りごと相談室等と連携して食糧支援等の対応を行いました。	○	◆生活困窮者への自立支援に関する制度の周知や関係機関との連携により、生活困窮者が適切な機関へ繋がるよう支援していく必要があります。
19	1	3－(1)生活困窮者への自立支援	生活困窮者自立支援法等に基づき、県や社会福祉協議会等が実施する事業について、町広報誌やホームページ等を通じて周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆各関係機関(県や社会福祉協議会等)が実施する事業について、広報紙や町ホームページに掲載し、周知を図ります。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆広報紙12月号で「生活困窮者電話相談会」の周知を図り、「全国一斉生活保護無料電話相談会」について、チラシを配架し周知を図りました。	○	◆生活困窮者への自立支援に関する制度、情報について、遅延なく周知を図る必要があります。
20	1	3－(2)虐待への対応	虐待に関する相談窓口の周知と対応力の向上を図るとともに、虐待防止のための啓発に取り組みます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆高齢者虐待について、年1回広報紙に掲載します。 ◆高齢者虐待対応マニュアルについて、職場で内容を確認し、事案発生時に速やかに対応できるよう備えます。 ◆職員の対応力向上のため、高齢者虐待対応の研修に参加します。	福祉課(高齢者支援係)	◆高齢者虐待に関する記事を、広報紙12月号に掲載しました。 ◆高齢者虐待対応マニュアルについて、課内で内容を確認し、事案発生時に速やかに対応できるよう備えました。 ◆広域連合主催で1月に開催された「虐待防止指針の策定研修」に2名参加し、職員の対応力向上に努めました。	○	◆広報あしや等を活用し高齢者虐待防止のための啓発を行う必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆DVに関する相談窓口一覧をホームページ等に掲載し、周知を図ります。 ◆配偶者からの暴力防止対策等の研修会に参加し、相談スキルの向上に努めます。 ◆障がい者虐待相談への職員対応力を向上させるため、県主催の研修会に参加します。 ◆庁内連絡会議を開催し、庁内の関係部署と連携を図り、状況に応じ被害者への的確な支援を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆DV被害者の相談窓口が新設されたため、ホームページの内容を更新し、周知を図りました。 ◆8月に開催された福岡県女性相談所主催の「女性問題に関わる相談員研修会」に参加し、相談スキルの向上に努めました。 ◆障がい者虐待相談への職員対応力を向上させるため、県主催で9月に開催された「障がい者虐待防止対応事例検討会」に参加しました。 ◆庁内の関係部署が相互に連携し、被害者への的確な支援を行うため、DV等対策庁内連絡会議を7月に開催し、庁内の関係部署と連携を図りました。	○	◆DV被害の相談者の状況を把握し、関係部署や関係機関へスムーズにつないでいく必要があります。 ◆DV被害者支援に係る相談窓口の新設があった場合は、速やかに町ホームページ等に掲載し、周知を図る必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報あしやに、児童虐待防止等の啓発記事と合わせて、児童虐待相談ダイヤル「189」や児童相談所の紹介を行います。 ◆児童虐待対応のための研修に参加します。	健康・こども課(子育て支援係)	◆広報紙やホームページで、児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」や児童相談所の紹介を行いました。 ◆児童虐待対応のための研修に参加しました。	○	◆広報紙やホームページで、児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」や児童相談所の紹介を引き続き行う必要があります。 ◆児童虐待対応のための研修に引き続き参加する必要があります。
21	1	3－(2)虐待への対応	虐待が疑われる事例に対し、虐待を受けていると思われる方の権利擁護を図るとともに、虐待をした養護者等に対し必要な支援を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆虐待が疑われる事案に対しては、訪問等を通じて事実確認を行い、必要に応じて関係機関と連携し適切に対応します。 ◆養護者に対して、相談・指導・助言を行うとともに負担軽減のための必要な支援を行います。	福祉課(高齢者支援係)	◆虐待が疑われる事案に対しては、訪問等を通じて事実確認を行いました。虐待(疑い含む)件数は5件で、うち訪問件数は3件。虐待認定(身体的)件数1件で2件は虐待ではないと判断しました。訪問しなかった2件は相談・通報を受理した段階で明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断しました。	○	◆虐待が疑われる事案に対して、関係機関と連携し被養護者及び養護者の支援を行う必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がい者虐待の疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や相談員、民生委員と情報を共有し、確認・解決に向けた連携を図ります。 ◆相談があった場合は、配偶者暴力支援センターに繋がります(必要に応じて同行)。また、緊急性がある場合は折尾警察署生活安全課とも連携します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆障がい者虐待が疑われる通告があったため、相談支援事業者等の関係機関に状況確認を行いました。また、養護者に対しても事実確認及び指導、助言等を行ったことにより、虐待が疑われる事案の問題は解決されました(件数:1件)。	○	◆障がい者虐待の疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や相談員、民生委員と情報を共有し、確認・解決に向けた連携を図る必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員等の関係機関と連携を図り、虐待を受けている子どもの権利を擁護するとともに、養育者等に対し、必要な支援を行います。	健康・こども課(子育て支援係)	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校・保育所などの関係機関と連携を図り、虐待を受けている子どもの権利を擁護する(一時保護につなげるなど)とともに、養育者などに対し、必要な支援(養育に関する相談支援など)を行いました。	○	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校・保育所などの関係機関と連携を図り、虐待を受けている子どもの権利を擁護する(一時保護につなげるなど)とともに、養育者などに対し、必要な支援(養育に関する相談支援など)を引き続き行う必要があります。

取組 番号	基本 目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和5年度行動計画	所管課 (係)	令和5年度取組結果	評価	今後の課題等
				元	2	3	4	5					
22	1	3－(2)虐待への対応	虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、関係者との情報連携を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆相談・通報等があった場合は、緊急度等を見極めながら、民生委員や介護サービス事業者等と連携し、事案対応を行います。	福祉課(高齢者支援係)	◆相談に応じて、関係者への事情聴取による事実関係の確認をし、必要に応じて民生委員や町社協等の関係機関と連携して対応しました。	○	◆引き続き関係機関と連携して対応する必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がい者虐待の疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や相談員、民生委員と情報を共有し、確認・解決に向けた連携を図ります。 ◆相談があった場合は、配偶者暴力支援センターに繋がります(必要に応じて同行)。また、緊急性がある場合は折尾警察署生活安全課とも連携します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆障がい者虐待が疑われる通告があったため、相談支援事業所、就労支援事業所、グループホーム等の関係機関と情報共有を図り、連携して対応しました。	○	◆障がい者虐待の疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や相談員、民生委員と情報を共有し、確認・解決に向けた連携を図ることが必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆児童虐待の疑い等がある場合は健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校・保育所等施設等の関係機関と情報を共有し、連携を図ります。 ◆芦屋町要保護児童対策協議会を必要に応じ開催し、児童虐待の予防・早期発見に向けた情報共有を図ります。	健康・こども課(子育て支援係)	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校・保育所などの関係機関と情報を共有し、連携を図りました。 ◆芦屋町要保護児童対策地域協議会の実務者会議で、児童虐待の予防・早期発見に向けた情報共有を図りました。	○	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校・保育所などの関係機関と情報を共有し、連携を引き続き図る必要があります。 ◆芦屋町要保護児童対策地域協議会で、児童虐待の予防・早期発見に向けた情報共有を引き続き図る必要があります。
23	1	3－(3)自殺対策を視野に入れた支援の充実	「芦屋町のちを支える計画」を策定し、関係各課の施策を整理したうえ必要な支援を行うとともに、実行状況について、毎年度の進捗管理を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆自殺対策進捗確認シートをもとに、関係部署が担当する様々な施策について、令和4年度の実施状況、評価等を行うPDCAサイクルによる進捗管理を行い、計画を進めます。 ◆自殺の低年齢化に対応するため、教職員に対してゲートキーパー研修を行い、住民の自殺対策やメンタルヘルスに対する意識の向上に努めます。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆自殺対策進捗確認シートをもとに、関係部署が担当する様々な施策について、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、計画を進めました。 ◆小中学校の教職員を対象に、ゲートキーパー養成研修会を開催しました。(受講者数:72名)	○	◆自殺を防ぐための広報啓発や、ゲートキーパー研修による人材育成等、必要な支援を継続することが必要です。 ◆若年者の自殺者数が増加傾向にあるため、広報紙で特集記事を掲載するなど、周知の方法を工夫することが必要です。

＜基本目標2＞安心安全な暮らしを支える地域づくり

1 支え合える関係づくり

取組 番号	基本 目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和5年度行動計画	所管課 (係)	令和5年度取組結果	評価	今後の課題等
				元	2	3	4	5					
24	2	1ー(1)地域住民の交流の 充実	子育て中の親同士が、子どもを含めて 交流できるような場や機会(子育てサロ ンなど)を提供します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆子育て支援センターを、子育て中の親同士の交流 の場として提供します。 ◆山鹿公民館において、出前たんぽぽ(出前子育て 支援センター)を毎月1回実施します。	健康・こども課 (子育て支援係)	◆子育て支援センターを、子育て中の親同士の交流 の場として提供しました。 ◆山鹿公民館において、出前たんぽぽ(出前子育て 支援センター)を毎月1回実施しました。	○	◆子育て支援センターを、子育て中の親同士の交流 の場として、引き続き提供することが必要です。 ◆山鹿公民館において、出前たんぽぽ(出前子育て 支援センター)を毎月1回実施する必要があります。
25	2	1ー(1)地域住民の交流の 充実	地域の高齢者同士の交流促進のため、地域交流サロン等の開催を支援し ます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆地域交流サロンを実施する地区に対し、運営経費 の一部を補助し、財政的支援を行います。 ◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を開催しま す。 ◆新たににサロンを開始予定の地区には立ち上げ支 援研修を開催します。	福祉課(高齢者支 援係)	◆地域交流サロンを実施する地区(21地区)に対し、 運営経費の一部を補助し、財政的支援を行いました。 ◆地域交流サロン実施地区同士の交流会は、令和2 年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大 のため中止していましたが、令和5年度に再開しまし た。 ◆新たに金屋区がサロンを立ち上げました。	○	◆引き続き地域交流サロンの開催を支援する必要が あります。
26	2	1ー(2)地域団体活動の促 進	地域で活動するボランティア団体等につ いて、活動内容を周知するとともに、 人材確保に向けた広報活動への協力 など、活性化に向けた取り組みを支援 します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆ボランティア活動センター通信「HAMAYOU」により、 ボランティア活動団体やセンター事業に関する情報発 信を行います。また、広報あしやの「リーど通信」に、 センター事業の報告やボランティア活動に関する啓発 記事を掲載します。 ◆センター内に掲示スペースを設け、団体の発行物を 掲示するなど、団体の活動の周知に努めます。 ◆小中学生を対象とした「リーどぼらんていあキッズ事 業」を実施し、若年層のボランティア意識の向上や啓 発を図ります。 ◆ボランティアに興味を持ってもらえるように、これま でボランティアに参加をしたことがない人でも、参加し やすい講座などを実施します。	生涯学習課(社 会教育係)	◆年4回発行したボランティア活動センター通信 「HAMAYOU」で、センターの事業やボランティア活動 団体の情報発信を行いました。広報紙は自治区での 回覧を依頼し、ボランティア活動の情報を地域住民へ 広く提供しました。 ◆センター及びリーどぼらんていあキッズの活動内 容を広報あしや及びホームページに掲載しました。 ◆子育て支援ボランティア研修及びフードバントリーボ ランティア研修を実施し、住民にボランティアについて 考える機会を提供しました。	○	◆どの団体も会員、後継者不足といった課題を抱えて いて、新たなボランティア人材の確保のための支援が 必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆介護保険被保険者証の交付の際に、ボランティア 活動センターが作成したボランティア団体等の紹介冊 子を同時に配布し、高齢者の活動への参加を促しま す。	福祉課(高齢者支 援係)	◆介護保険被保険者証の交付の際に、ボランティア 活動センターが作成したボランティア団体等の紹介冊 子を同時に配布し、高齢者の活動への参加を促しま した。 ◆あしたの会の活動内容について、広報紙6月号と10 月号に掲載し、周知を図りました。 ◆ボランティア団体の人材育成や活動内容の充実を 図るため、町から芦屋町手をつなぐりボンの会への補 助金を増額しました。	○	◆ボランティア活動センターが作成したボランティア団 体等の紹介冊子の内容に変更があった場合に、どの 程度の頻度で更新されるかを確認していく必要があり ます。
27	2	1ー(2)地域団体活動の促 進	自治区や老人クラブ等の地域で活動す る団体について、運営の支援を行いま す。	実施	実施	実施	実施	実施	◆老人クラブの運営経費の一部を補助するとともに、 イベント開催時等は、町が保有する機材の貸与や、職 員による人的支援を行います。	福祉課(高齢者支 援係)	◆県の補助金(補助率2/3)なども活用しながら、老人 クラブ連合会及び各単位老人クラブの経費を支援しま した。また、ウォーキング大会等のイベント時には、町 職員が会場設営などに協力しました。	○	◆役員のなり手不足などにより、近年、休止となるクラ ブが複数発生していることから、老人クラブ役員の負 担軽減策等について、老人クラブ連合会と協議を行っ ていく必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆町内で活動する障がい者支援団体に対して、障害 者等自発的活動支援事業補助金を支出して運営の支 援を行います。	福祉課(障がい 者・生活支援係)	◆令和5年度の申請はありませんでした。	△	◆広報紙や町ホームページで周知を図ることが必要 です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆ボランティア活動センターの交流スペースを一般開 放し、誰もが交流・情報交換できる場を提供します。 ◆活動団体に作業スペースや掲示スペースを提供し ます。 ◆ボランティア団体同士が交流・懇親を図れるよう、 ワールドカフェ方式の意見交換会を開催します。 ◆ボランティアコーディネーターを配置し、各種相談に 対応します。	生涯学習課(社 会教育係)	◆ボランティア活動センターの交流スペースを開放し、 場の提供を行いました。 ◆活動団体が情報交換に活用できるよう掲示スペー スを提供しました。 ◆団体同士の交流・情報交換の場として、登録団体を 対象にワールドカフェを2回開催しました。	○	◆センター内に掲示スペースを設け、団体の情報発 信の場を提供していますが、どの団体も高齢化してお りチラシ等を作成することが難しく、令和5年度は団体 の情報発信に関するチラシ等の掲示依頼はありません でした。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆町職員による自治区の行事支援を行います。	環境住宅課(地 域振興・交通係)	◆自治区担当職員制度として、10自治区12行事に32 名の職員が参加しました。	○	◆行事参加職員募集の方法の検討をすることが必要 です。
28	2	1ー(3)交流の場の確保	地域活動や福祉活動の推進のため、 地区公民館などの施設を広く住民に開 放します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆自治区対抗の大会を実施する体育協会の事業や、 老人会クラブ連合会、自治区などが行うレクリエーシ ョンやスポーツ活動の実施場所として、体育館やグラウ ンドなどを提供します。	生涯学習課(社 会教育係)	◆芦屋町老人クラブ連合会主催の各種大会や体育協 会主催事業の開催に伴い、体育館やグラウンドなど、 社会体育施設の提供を行いました。	○	◆施設が老朽化等により修繕が必要な箇所が発生し てきているため、維持管理を行うのに費用や時間がか かります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆青少年健全育成町民会議・校区育成会議の活動拠 点、高齢者配食サービスの活動拠点、町社会福祉協 議会の実施する事業の会場として、地区公民館など を開放します。	生涯学習課(公 民館・文化係)	◆各団体の実施する事業の会場として、社会教育施 設を開放しました。	○	◆施設を開放することで、地域の活動拠点としての役 割を果たすことができた。引き続き地域活動の拠点と した役割を担う必要があります。

2 地域における連携の体制づくり

取組 番号	基本 目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和5年度行動計画	所管課 (係)	令和5年度取組結果	評価	今後の課題等
				元	2	3	4	5					
29	2	2－(1)要支援者などの情報の共有	避難行動要支援者名簿への登録を進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆障がいのある人や高齢者など、災害時の避難に支援を要する人について、関係機関に提供する名簿への登録に関する同意を得られるよう、広報紙により周知を行います。 ◆災害時の避難支援等に役立てるため、避難行動要支援者名簿を更新し、民生委員や自主防災組織、消防署に提供します。 ◆名簿登録申請に際し、要請に応じ配慮が必要な障がい者に対して職員が支援します。	福祉課(高齢者支援係、障がい者・生活支援係)	◆広報紙6月号と1月号に、避難行動要支援者名簿の周知記事を掲載しました。 ◆対象者の要件の見直しを行い、全対象者に申請書を送付し、情報を更新しました。また、民生委員、自主防災組織(自治区)、及び遠賀郡消防本部に名簿を提供しました。 ◆名簿登録申請に際し、要請に応じ配慮が必要な障がいのある人の情報を提供しました。 ◆避難行動要支援者管理システムを導入し、名簿作成に係る環境整備を行いました。	○	◆令和5年度に導入したシステムを活用し、総務課と協力して個別避難計画の促進を図る必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆避難行動要支援者名簿の登録などに関し、県の防災部局等から手続き等に関する情報提供があった都度、福祉課との情報共有に努めます。	総務課(庶務係)	◆避難行動要支援者名簿の登録などに関する県の防災部局等が発出する必要な情報を福祉課に提供し、情報共有に努めました。 ◆福祉課が実施した避難行動要支援者管理システムの導入にあたり、必要な協議を行ないました。	○	◆避難行動要支援者名簿の作成は、福祉課所管事業ですが、個別計画との関連性もあるため、防災に関する基本的な考え方、名簿への登録について、福祉課と今後も適宜情報共有、協議していくことが重要です。
30	2	2－(1)要支援者などの情報の共有	区長や自治区の役員、民生委員・児童委員などの地域での福祉活動に取り組む人と情報共有し、特に配慮が必要な人たちを見守るための個別避難計画作成などの支援体制の充実を進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆避難行動要支援者名簿の提供に係る個人情報保護に関する研修の際に、避難行動要支援者名簿を日頃からの見守り活動に活用できること等についての説明を行います。 ◆自主防災組織等が個別避難計画を作成するに当たり、総務課、社会福祉協議会とともに必要な支援を行います。	福祉課(高齢者支援係)	◆避難行動要支援者名簿の年次更新を6月に行った際、名簿の活用方法、及び個人情報の取扱いに関する研修を開催しました。(3回) ◆自主防災組織等による個別避難計画の策定支援の希望はありませんでした。	○	◆令和5年度に導入した避難行動要支援者管理システムを活用し、個別避難計画を策定することが必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆毎月行われる民生委員・児童委員協議会の定例会等を通じて、民生委員・児童委員との定期的な情報共有を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆民生委員・児童委員の定例会で避難行動要支援者名簿を配布し、情報共有を図りました。	○	◆民生委員・児童委員との定期的な情報共有を行うことが必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆支援が必要な児童について、ケース会議等を通じ児童委員と情報共有を行います。	健康・こども課(子育て支援係)	◆支援が必要な児童について、民生・児童委員と情報共有を行いました。(R5年度末 芦屋町要保護児童対策地域協議会登録児童数28人)	○	◆支援が必要な児童について、民生・児童委員と情報共有を引き続き行う必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆福祉課が導入を予定する要支援者名簿の支援システムについて、避難行動要支援者名簿の登載条件等を福祉課と協議するとともに、個別避難計画の作成方法についても協議していきます。	総務課(庶務係)	◆福祉課実施の避難行動要支援者管理システムの導入にあたり、避難行動要支援者名簿の登載条件を見直しました。国が示すガイドライン、県の指導助言をもとに、既に避難行動要支援者名簿の登録と同時に提出された個別避難計画を福祉課とともに抽出・精査しました。 ◆6月の大雨・洪水避難訓練時に各自治区で避難行動要支援者への連絡体制、支援体制について、協議いただきました。訓練後に区長会役員と避難行動要支援者への支援について意見交換を行いました。	○	◆個別避難計画の策定は、市町村の努力義務となっていますが、公助だけではなく、自助、共助によるところが大きく、自治区や地縁組織の協力が不可欠です。 ◆また、災害の種別によっては、避難所への避難よりも、自宅にいた方が安全な場合もあるため、真に個別避難計画が必要な要支援者を優先し、個別計画を作成することが求められます。
31	2	2－(1)要支援者などの情報の共有	各種団体と共有する情報の取扱いが適切になされるよう、必要な研修を実施します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆名簿を取り扱う人すべてが、個人情報保護の重要性を認識されるよう、個人情報保護に関する研修会を開催します。	福祉課(高齢者支援係)	◆6月の名簿更新に合わせて、名簿を取り扱う可能性がある人すべてが個人情報保護の重要性を認識されるよう、個人情報の適正な取り扱いに関する研修会を開催しました。(計3回)	○	◆個人情報保護の重要性が認識されるよう、引き続き研修会等を開催する必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆高齢者支援係と連携し、民生委員・児童委員協議会の定例会の際に、避難行動要支援者名簿の更新が円滑に行われるよう努めます。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆6月の定例会で避難行動要支援者名簿の更新を行いました。	○	◆高齢者支援係と連携し、民生委員・児童委員協議会の定例会の際に、避難行動要支援者名簿の更新が円滑に行われるようにする必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆避難行動要支援者名簿に関する個人情報保護研修会に防災担当として、出席し、必要な指導助言を行います。	総務課(庶務係)	◆避難行動要支援者名簿に関する個人情報保護研修会に防災担当として、出席し、必要な指導助言を行いました。	○	◆避難行動要支援者名簿に関する研修会は、名簿を使った平常時の見守りなどの共助を促すなど活用方法を説明する場でもあり、適正な取扱いを考えるうえで重要な研修と考えます。

取組 番号	基本 目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和5年度行動計画	所管課 (係)	令和5年度取組結果	評価	今後の課題等
				元	2	3	4	5					
32	2	2－(2)見守り活動の充実	あらゆる機会を通じて、自治区や老人クラブ活動などのような、地域における日頃からの住民同士の見守り活動の重要性を啓発します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、見守りへの協力を呼びかけます。	福祉課(高齢者支援係)	◆町職員を対象とした認知症サポーター養成講座を1回開催して、認知症高齢者等の特性を紹介し、見守りへの協力を呼びかけました。	○	◆認知症の人を地域で見守ることができるよう認知症サポーター養成講座等を通じて啓発する必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆民生委員・児童委員の活動について、広報及び町ホームページで紹介します。 ◆統一街頭啓発日(毎月2回)において、各担当地区での挨拶運動などの取組みを実施します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆広報紙5月号及び町ホームページで、民生委員・児童委員を顔写真入りで掲載し、周知を行いました。また、広報紙1月号で、民生委員・児童委員の活動内容について掲載し、周知を図りました。 ◆統一街頭啓発日(毎月2回)において、各担当地区での挨拶運動などの取組みを実施し、5月の民生委員・児童委員活動強化週間では、各小学校、中学校でも挨拶運動を行いました。	○	◆広報紙、町ホームページの掲載内容について、記事の拡充、内容の見直し等を行い、充実していく必要があります。 ◆欠員地区(R5年度末:7地区)の解消を図るため、引き続き、区長会で推薦依頼をしていくことが必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆民生・児童委員に対し、必要に応じて児童の見守り活動についての協力依頼を行います。	健康・こども課(子育て支援係)	◆民生・児童委員に対し、必要に応じて児童の見守り活動についての協力依頼を行いました。	○	◆民生・児童委員に対し、必要に応じて児童の見守り活動についての協力依頼を引き続き行う必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆まちづくり計画の策定が促進される支援内容の検討を行なったうえで、希望自治区に対しまちづくり計画策定支援を行います。	環境住宅課(地域振興・交通係)	◆まちづくり計画策定支援希望自治区はありませんでした。	△	◆自治区加入率の低下が課題です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆青少年問題協議会として、青少年健全育成町民会議、自治区防犯組合などと連携し、地域ぐるみでの見守り活動を推進します。	生涯学習課(社会教育係)	◆青少年問題協議会として、青少年健全育成町民会議、自治区防犯組合などと連携し、地域ぐるみでの見守り活動を実施しました。	○	◆今後も同様に見守り活動を継続する必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆町民会議、校区育成会議、みまもり隊と教育委員会により、毎月2回の朝のあいさつ運動を行います。 ◆6月の町民会議総会時に、地域の見守り活動について研修会を開催します。総会が書面開催となった場合は、別途研修会の開催を検討します。	生涯学習課(公民館・文化係)	◆町民会議、校区育成会議、みまもり隊と教育委員会により、毎月2回の朝のあいさつ運動を行いました。 ◆8月の町民会議総会時に「地域の安全・安心について学ぶ」をテーマとした研修会(DVD上映)を実施し、見守り活動等の啓発と意識高揚を図りました。	○	◆引き続きあいさつ運動を実施するとともに、見守り活動について地域住民への啓発を行う必要があります。 ◆より多くの人の参加と活動の活性化を図り続けることが課題です。
33	2	2－(2)見守り活動の充実	事業者等が、商品配達時等に何らかの異常を感じた時には、役場等に通報するよう、引き続き働きかけていきます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆独居高齢者等の安心のため、新聞販売店やコンビニエンスストア等、見守りネットふくおかの協定締結団体に対し、引き続き見守り活動への協力依頼を行います。	福祉課(高齢者支援係)	◆独居高齢者等の見守り協力を求めるため、新聞販売店やコンビニエンスストア、保険会社など18団体と見守りネットふくおかの協定を締結し、引き続き見守り活動に取り組んでいただくよう依頼しました。(令和5年度 1事業所増)	○	◆引き続き事業者等へ見守り活動への取り組みに協力が得られるよう、関係事業者にとの協力関係を築いていく必要があります。

3 安心・安全を支える体制づくり

取組 番号	基本 目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和5年度行動計画	所管課 (係)	令和5年度取組結果	評価	今後の課題等
				元	2	3	4	5					
34	2	3－(1)災害時や緊急時の 情報提供の充実	避難準備情報などの伝達訓練を実施 するとともに、避難場所などについて周 知します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆出前講座等の際にハザードマップを活用し、自宅周 辺や地域の危険箇所及び避難時の場所などの周知 に努めます。 ◆転入者にハザードマップを配布する際、自宅周辺の 状況などを説明したうえで渡します。 ◆6月、11月の年2回、避難訓練を実施します。 ◆防災意識の向上のため、広報あしやで防災啓発記 事を掲載します(6月号、9月号)	総務課(庶務係)	◆出前講座(三軒屋区サロン、山鹿小学校4年生) で、ハザードマップを活用し、当該自治区、校区内の 危険箇所とともに避難場所などを周知しました。 ◆転入者に自宅周辺の状況などを説明し、ハザード マップを配布しました。 ◆6月、11月の年2回の避難訓練を実施する際、屋外 行政無線や戸別受信機、防災メールまもるくんなど による情報伝達訓練を実施しました。 ◆広報あしやで避難情報の種類やそれに応じた取る べき避難行動、福岡県防災アプリまもるくんなどの入 手、設定方法などを周知しました。(6/1号)	○	◆防災に関する知識や対策等は、毎年アップデートす る必要があり、適時適切に発信していくとともに、何度 も粘り強くタイミングを捉えて啓発していくことが重要で す。
35	2	3－(1)災害時や緊急時の 情報提供の充実	災害時や緊急時は、必要な情報が住 民に確実に届くように環境を整備しま す。	実施	実施	実施	実施	実施	◆戸別受信機の設置、取扱いに関して、適時適切に 広報あしやなどで住民周知を行い、災害情報、緊急情 報が住民に確実に届くよう引き続き環境整備を図りま す。	総務課(庶務係)	◆各戸、世帯に配布している戸別受信機の取扱い、 使用方法などを広報あしや12月号に掲載し、災害時 等の情報伝達手段が適切に受信できるよう周知しまし た。	○	◆避難情報等はわかりやすい言葉で伝えていくことが 課題です。また、「情報弱者」については、戸別受信機 を使い確実に伝達できるようにしていくことが必要で す。
36	2	3－(2)地域防災体制の確 立	自主防災組織活動の活性化を図るた め、災害発生時等の緊急時に必要とな る様々な対応を想定した自主防災訓練 への支援を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆自治区などの地縁団体に対し、防災に関しての知 識の啓発を行うとともに、地域での訓練実施の際の支 援を行います。 ◆防災士の資格取得にあたる受験費、教材費、登録 料などの必要経費を町が負担する防災士育成事業を 案内し、地域での防災士定着を図ります。また、防災 士登録者の勉強会などを開催します。	総務課(庶務係)	◆自治区等が実施する自主防災訓練の実施はありま せんでしたが、町が実施する避難訓練に自治区が参 加し実施しました。(自治区からの参加者 6月:計320 名、11月は暴風のため自治区訓練中止) ◆三軒屋区で出前講座を実施し、災害時に取るべき 対応、ハザードマップを用いて、自治区内の危険箇所 の確認、避難場所など説明し、自主防災組織の強化 に努めました。 ◆防災士の資格取得に係る費用を町が負担し、新た に5名が防災士資格を取得しました。	○	◆出前講座の申し込みが少ないことが課題です。 ◆4自治区(浜口町、第一緑ヶ丘、金屋、中小路)で自 主防災組織が結成されていないことが課題です。
37	2	3－(2)地域防災体制の確 立	住民の防災意識を高めるよう、広報や 講座などを通じて防災についての情報 提供や啓発の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆出前講座等の際にハザードマップを活用し、危険箇 所及び避難時の場所などの周知に努めます。 ◆転入者にハザードマップを配布する際、自宅周辺の 状況などを説明したうえで渡します。 ◆6月、11月の年2回、避難訓練を実施します。 ◆防災意識の向上のため、広報あしやで防災啓発記 事を掲載します(6月号、9月号)	総務課(庶務係)	◆出前講座(三軒屋区サロン、山鹿小学校4年生) で、ハザードマップを活用し、当該自治区、校区内の 危険箇所とともに避難場所などを周知しました。 ◆転入者に自宅周辺の状況などを説明し、ハザード マップを配布しました。 ◆6月、11月の年2回の避難訓練を実施する際、屋外 行政無線や戸別受信機、防災メールまもるくんなど による情報伝達訓練を実施しました。 ◆広報あしやで避難情報の種類やそれに応じた取る べき避難行動、福岡県防災アプリまもるくんなどの入 手、設定方法(6/1号)、地震に対する備えや停電対策 について(9/1号)周知しました。	○	◆防災に関する知識や対策等は、毎年アップデートす る必要があり、適時適切に発信していくとともに、何度 も粘り強くタイミングを捉えて啓発していくことが重要で す。
38	2	3－(2)地域防災体制の確 立	災害時等に、町内の福祉事業所等と連 携し、避難に関して配慮が必要な人 のための福祉避難所を設置するための体 制を整備します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆福祉避難所の設置に関して、平成30年度に協定を 締結した事業者(介護保険施設3ヶ所、障がい福祉 サービス事業者1ヶ所)と連携し、引き続き災害時等に 活用できる制度のあり方について検討を進めるととも に、広報紙等を通じて制度の周知を図ります。 ◆必要があれば福祉避難所開設マニュアルを見直す とともに、図上訓練等を実施します。	福祉課(高齢者 支援係)	◆福祉避難所の設置に関して、平成30年度に協定を 締結した事業者(介護保険施設3ヶ所、障がい福祉 サービス事業者1ヶ所)と協定の内容について、確認 を行うとともに、広報あしや6月号に協定内容を周知 するための記事を掲載しました。 ◆避難所開設マニュアルに基づき、図上訓練を実施し ました。	○	◆協定が形骸化しないよう、協定締結先と常に認識を 共有するとともに、協定締結先との協働による訓練等 を実施する必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆福祉避難所開設マニュアルに基づいた図上訓練を 毎年実施します。	福祉課(障がい 者・生活支援係)	◆想定される災害時の事例をあげ、福祉避難所の開 設や必要物資の確認、要配慮者への支援等、災害 時の行動マニュアルにもとづき、6月に図上訓練を行 いました。	○	◆「災害時等における福祉避難所への人的派遣に関 する協定書」にもとづき、迅速に避難対応ができるよう にしていけることが必要です。
39	2	3－(3)防犯体制・交通安 全対策の推進	不審者情報等の安全に関わる情報が 発出されたときは、関係者と連携して見 守りや巡回を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆町内での不審者情報等の安全に関わる情報が発 出されたときは、保育所、幼稚園、認定こども園、学童 クラブに周知し、また、教育委員会等と連携して町内 を巡回します。	健康・こども課 (子育て支援係)	◆町内での不審者情報等の安全に関わる情報が発 出されたときは、保育所、幼稚園、認定こども園、学童 クラブに周知しました。 ◆町内での不審者情報等が発出されなかったため、 巡回は行いませんでした。	○	◆町内での不審者情報等の安全に関わる情報が発 出されたときは、引き続き、保育所、幼稚園、認定こど も園、学童クラブに周知する必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆青少年問題協議会として、不審者が確認された際、 町ホームページやメール等で情報発信を行い、住民 に対して注意喚起を行います。 ◆折尾署などと連携し青パト巡回などを実施します。	生涯学習課(社 会教育係)	◆町内で不審者が確認された際は、町のHPへの掲載 や公式LINEでの配信などを実施しました。また、折尾 署などと連携し夜間の協働パトロールを実施しまし た。	○	◆今後も不審者情報を発信するなど、住民への注意 喚起を継続する必要があります。

取組 番号	基本 目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和5年度行動計画	所管課 (係)	令和5年度取組結果	評価	今後の課題等
				元	2	3	4	5					
40	2	3－(3)防犯体制・交通安全対策の推進	地域の自主的な防犯組織である、芦屋町自治防犯組合の活動を支援します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆職員パトロールを継続して実施します。	環境住宅課(地域振興・交通係)	◆毎月1回自治防犯組合が実施しているパトロールに、職員が継続して参加しました。	○	◆職員パトロールを継続して実施することが必要です。
41	2	3－(3)防犯体制・交通安全対策の推進	消費者の安全と安心を確保するため消費生活相談窓口を設置し、消費者問題解決に向けての助言やあっせんを行うほか、消費者被害を未然に防ぐ取り組みを行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆消費生活相談員を配置して、消費者生活相談に関する事業を継続して行います。	環境住宅課(地域振興・交通係)	◆広報あしや及びHPで相談窓口周知を行い、事業を継続して行いました。 ◆112件の相談件数	○	◆事業を継続して実施することが必要です。
42	2	3－(3)防犯体制・交通安全対策の推進	芦屋町交通安全推進協議会での審議を踏まえ、警察とも協力しながら、交通安全運動の実施等をとおして、交通安全意識の浸透を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆交通安全運動の実施を継続し、交通安全意識の浸透、向上のため、交通安全教室の実施検討を行います。	環境住宅課(地域振興・交通係)	◆交通安全運動を継続実施しましたが、交通安全教室は実施しませんでした。	△	◆交通安全意識の浸透、向上をすることが必要です。
43	2	3－(4)暮らしやすい環境の整備	公共施設の改修等を行う際には、バリアフリー環境の推進に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆公共施設等の新設・改修の際は、バリアフリー化を進めます。	全庁	◆中央公民館玄関前のスロープ2か所に屋根を設置しました。【生涯学習課(公民館・文化係)】 ◆施設のバリアフリー化に向け、総合体育館玄関前スロープへの屋根設置工事を行いました。【生涯学習課(社会教育係)】 ◆芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事において、バリアフリーに配慮した設計に基づく工事を行いました。【芦屋釜・歴史文化課(芦屋釜の里・歴史の里係)】	○	◆バリアフリー化に対応する施設改善に該当するものが発生した場合は、早急に検討を行う必要があります。【生涯学習課(公民館・文化係)】 ◆改修の際は、バリアフリー化を併せて行うことを検討する必要があります。【生涯学習課(社会教育係)】
44	2	3－(4)暮らしやすい環境の整備	住民の生活交通手段の確保のため、タウンバスや巡回バスの維持・確保に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆芦屋町地域公共交通計画に基づき、バス利用者数の回復を図ります。 ◆バス停ベンチ、バス停下屋の未設置箇所確認及び、設置済箇所の老朽化確認調査結果に基づき、今後の整備の検討を行います。	環境住宅課(地域振興・交通係)	◆タウンバスの利用者数は、令和4年度より増加しました(令和4年度84,953人、令和5年度100,730人)。 ◆令和4年度のバス停調査結果に基づき検討し、令和6年度のバス停ベンチ設置について予算計上しました。	○	◆コロナ禍で減少したバス利用者数の回復をすることが必要です。

<基本目標3>福祉を支える人づくり

1 福祉意識向上のための環境づくり

取組 番号	基本 目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和5年度行動計画	所管課 (係)	令和5年度取組結果	評価	今後の課題等
				元	2	3	4	5					
45	3	1ー(1)地域福祉などに関する広報・啓発の推進	高齢者や障がいのある人、子どもの権利に対する理解を深める機会を設けるなど、福祉に関する啓発に取り組めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆高齢者の権利擁護のため、広報紙に高齢者虐待に関する啓発記事を掲載し、窓口で啓発チラシ等を配布します。 ◆認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、住民の理解が深まるよう努めます。	福祉課(高齢者支援係)	◆広報紙12月号に高齢者虐待に関する記事を掲載し、窓口で啓発チラシ等を配布しました。 ◆認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、住民の理解を深めました。(1回) ◆認知症家族の会あしやの活動を支援し、施設での認知症の人の活動や介護サービス事業者等の取り組みを周知しました。	○	◆引き続き高齢者に対する理解を深めるための啓発を行う必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆人権まつりにおいて、障がいに対する理解を深めるための啓発チラシを配布する際は、より多くの人に手に取ってもらうため、啓発物資と一緒に配布します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆人権まつりにおいて、障がいの理解促進チラシやクリアファイルを配布し、障がいについての啓発を行いました。	○	◆障がいを正しく理解し、障がいのある人たちが社会参加できる機会を広げ、一人ひとりの障がいに関する知識を深めるため、引き続き啓発を行う必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報あしやに、子どもの人権に関する記事を掲載します。	健康・こども課(子育て支援係)	◆広報あしや11月号に、児童虐待防止啓発記事と一緒にこどもの権利の記事を掲載しました。	○	◆広報紙に、こどもの権利に関する記事を引き続き掲載する必要があります。
46	3	1ー(1)地域福祉などに関する広報・啓発の推進	地域の組織や団体、民生委員・児童委員など、地域において支援に携わる人や、その役割についての周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆老人憩の家の指定管理のほか、配食サービス事業や生活支援コーディネーター業務の委託事業の実施をとおして、芦屋町社会福祉協議会が住民に認知されるよう努めます。	福祉課(高齢者支援係)	◆老人憩の家の指定管理や配食サービス事業等の住民と緊密な関係づくりに資する業務を委託するとともに、生活支援コーディネーター業務の一環として、偶数月の広報あしやに連載記事を掲載し芦屋町社会福祉協議会の認知度向上に努めました。 ◆広報あしや4月号に社会福祉協議会の紹介記事を掲載しました。 ◆民生委員・児童委員の協力のもと、敬老会を実施しました。	○	◆芦屋町社会福祉協議会については、特に若年層での認知が広がっていないことがアンケート結果で分かっているため、どのような啓発が必要か、検討を行う必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙に民生委員・児童委員を紹介する記事を掲載します。 ◆町ホームページに民生委員・児童委員の紹介を掲載します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆広報紙5月号及び町ホームページで、民生委員・児童委員を顔写真入りで掲載し、周知を行いました。また、広報紙1月号で、民生委員・児童委員の活動内容について掲載し、周知を図りました。	○	◆広報紙、町ホームページの掲載内容について、記事の拡充、内容の見直し等を行い、充実していく必要があります。 ◆欠員地区(R5年度末:7地区)の解消を図るため、引き続き、区長会で推薦依頼をしていくことが必要です。
47	3	1ー(1)地域福祉などに関する広報・啓発の推進	福祉についての理解を深めるため、多くの町民が興味関心を持てるようなイベントや講演会、出前講座などを工夫します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆地域交流サロン実施地区での介護予防教室を推進します。 ◆認知症の理解や普及啓発を図るため、認知症講演会を開催します。 ◆遠賀郡三町合同で成年後見制度に関する講演会を開催します。	福祉課(高齢者支援係)	◆地域交流サロン実施地区では、休止中も「ほうかつ通信」の配布などを通じて、フレイル予防や自宅での体操などについて周知し、介護予防を推進しました。 ◆認知症講演会に替えて、2月に、認知症啓発につながる映画の上映会を開催しました。 ◆遠賀郡三町合同で成年後見制度に関する講演会を開催しました。	○	◆引き続き住民向けの講演会等の開催にあたっては、住民に興味関心を持っていただける内容となるよう検討する必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆人権まつりにおいて、障がいに対する理解を深めるための啓発チラシを配布する際は、より多くの人に手に取ってもらうため、啓発物資と一緒に配布します。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆人権まつりにおいて、障がいの理解促進チラシやクリアファイルを配布し、障がいについての啓発を行いました。	○	◆障がいを正しく理解し、障がいのある人たちが社会参加できる機会を広げ、一人ひとりの障がいに関する知識を深めるため、引き続き啓発を行う必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆出前講座に興味を持ってもらえるよう、内容の見直しを行います。	健康・こども課(子育て支援係)	◆出前講座を実施しました(1件)。出前講座実施前に、要望を把握し、ニーズに沿った出前講座を実施しました。	○	◆講座の内容に興味を持ってもらえるよう、要望を把握した上で、出前講座を実施していく必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆福岡県同和問題啓発強調月間に合わせて人権講演会、人権週間に合わせて人権まつりを開催することで、重点的な啓発を行います。 ◆講演会等を実施した際はより興味や関心を持てるような内容づくりのためにアンケート調査を実施します。	生涯学習課(社会教育係)	◆福岡県同和問題啓発強調月間に合わせて人権講演会(映画上映)を開催し、人権週間に合わせて人権まつりを開催しました。 ◆講演会や人権まつりを開催した際に、イベント内容や意識変化に関してアンケート調査を行いました。	○	◆人権講演会と人権まつりは、コロナ禍前と比較して参加者数が少し減少しています。より興味や関心を持てるような内容を検討して実施する必要があります。また、今後の内容を検討するにあたって、講演会等を開催する際にアンケート調査を実施することが必要です。

2 地域福祉を担う人づくり

取組 番号	基本 目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和5年度行動計画	所管課 (係)	令和5年度取組結果	評価	今後の課題等
				元	2	3	4	5					
48	3	2－(1)地域福祉を担う人材の確保や育成	民生委員・児童委員が行う研修の実施を支援し、知識や技術の向上を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆民生委員・児童委員を対象として、様々な福祉サービス等に関する情報を伝達する研修の案内をします。 ◆民生委員・児童委員定例会の際に、福祉のしおりを用いての勉強会を継続して行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆役員会、定例会において、研修の案内等のお知らせを行いました。 ◆8月に新任の民生委員・児童委員に対し、福祉のしおりを用いて障がい者や高齢者への福祉制度やサービスについての勉強会を行いました。 ◆1月の定例会で、災害時の活動に関する研修会を開催し、災害に備える民生委員・児童委員活動の基本的な考え方について周知しました。	◎	◆支援を必要としている人へ情報が行き届くよう、継続して民生委員・児童委員に対し研修、勉強会等を行う必要があります。
49	3	2－(1)地域福祉を担う人材の確保や育成	活動のリーダー役となる人たちにに向けた学習会や研修などの充実を図り、人材の育成に努めるとともに、新たに地域福祉活動に参加する人の地域デビューを支援します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆自治区公民館体操サポーター養成講座の基礎コースと実践者向けコースを開催し、主体的に活動に取り組む地域のリーダーを育成します。 ◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を開催します。また、新たににサロンを開始予定の地区には立ち上げ支援研修を開催します。	福祉課(高齢者支援係)	◆自治区公民館体操サポーター養成講座の基礎コースを8回、実践者向けコースを5回開催し、28名が参加しました。 ◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を1回開催しました。	○	◆引き続き活動のリーダーとなり得る人たちの支援を行う必要があります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆リードぼらんていあキッズでボランティアに関する学習や実践活動を通して、地域における福祉の学習や人材の育成を図ります。 ◆地域の人を対象にしたボランティアに関する研修を実施し、人材の育成を図ります。	生涯学習課(社会教育係)	◆リードぼらんていあキッズ事業には、25人の小学生が参加し、全7回の研修を行いました。海岸清掃や高齢者・障がい者疑似体験研修などとおしてボランティアについて学びました。 ◆地域の人を対象に子育て支援ボランティア研修及びフードパントリーボランティア研修を実施し、ボランティアについて考える機会を提供しました。	○	◆どの団体も会員、後継者不足といった課題を抱えています。個人・団体に関わらず、新たなボランティア人材の確保につながるように情報発信や講座実施などを行っていく必要があります。
50	3	2－(1)地域福祉を担う人材の確保や育成	福祉活動に関わるボランティア情報の収集と発信、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆社会福祉協議会と連携し、手をつなぐリボンの会や配食ボランティアの八朔の会等の広報活動に協力します。 ◆ボランティア活動団体の紹介冊子について、あらゆる機会を捉えて高齢者に配布します。	福祉課(高齢者支援係)	◆社会福祉協議会と連携し、広報あしや隔月連載記事(10月号)の中で、八朔の会等の広報活動に協力しました。 ◆介護保険被保険者証の交付時や転入手続等の際に、ボランティア活動団体の紹介冊子を配布しました。	○	◆ボランティア活動を含めた地域活動継続のため、新しい担い手の発掘・要請が必要です。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆ボランティア活動センターにコーディネーターを配置し、団体間の協働等をコーディネートするとともに、利用者の相談に応じます。 ◆福祉ボランティアをしたい人については相談を受け、その後社会福祉協議会に紹介を行います。 ◆住民へボランティア意識が浸透し人材確保につながるよう、ボランティア団体の活動等について情報発信を行います。 ◆ボランティア活動センター通信紙「HAMAYOU」に、団体の紹介記事を掲載します。	生涯学習課(社会教育係)	◆ボランティアコーディネーターが団体の相談に応じたり、新たにボランティアを始めたいという相談者に活動団体を紹介することで、団体の活動を支援しました。 ◆ボランティア人材の確保のため、ボランティア活動センターの通信紙「HAMAYOU」や広報あしやにボランティア活動センターの活動やボランティア啓発記事を掲載しました。 ◆通信紙に、団体の紹介記事を掲載しました。	○	◆新たなボランティア人材の確保のため、各団体の活動内容やボランティアの募集等についての情報発信・周知が必要です。 ◆ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実が必要です。